

# 令和6年度 市民税・県民税申告の手引

市民税・県民税の申告とは、市民税・県民税を計算するために、令和5年中の収入や控除等を申告するものです。

この申告書をもとに計算した内容は、課税証明書(非課税証明書)、所得証明書の交付だけではなく、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の算定等にも影響があります。

下記のフローから、ご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかをご確認ください。

次の4つのステップを確認し、申告が必要な方は、期限内に申告をしましょう。

- ステップ1 ... 申告が必要かフローチャートで確認
- ステップ2 ... 申告に必要な書類を確認
- ステップ3 ... 申告書に記入
- ステップ4 ... 申告書を提出

申告期限  
令和6年3月15日

**郵送でご提出ください!**

郵送申告をご利用する方の割合は、年々、増えています。郵送であれば、待ち時間なく申告できます!

## ステップ1 申告が必要かフローチャートで確認

(この申告は令和5年1月~令和5年12月のあなたの生活状況に基づき行うものです。)

【スタート】

令和5年の1月1日から12月31日までの間に収入がありましたか?

※ 令和5年中の収入が遺族年金、障害年金、雇用保険等非課税所得のみの方は、「いいえ」に進んでください。

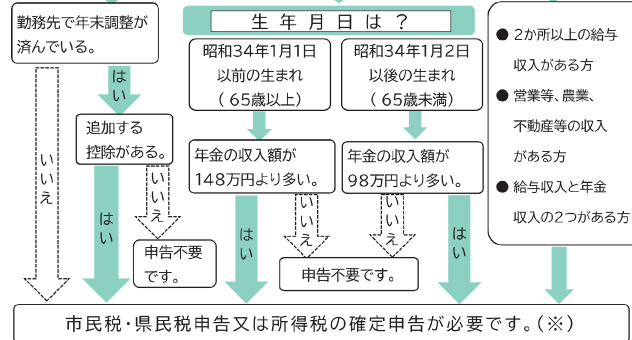
同居(又は市内在住)の親族が年末調整や申告であなたを扶養している。

はい  
いいえ

はい  
いいえ

市民税・県民税申告が必要です。このフローチャートの右側「ステップ3 申告書に記入(令和5年中に収入がなかった方)」を参考に申告書に記入してください。

- ① 給与収入があった(1か所のみ)
- ② 年金収入のみ
- ③ その他



(※) 申告が必要な方に該当した方でも、以下の全てに当てはまる場合は、市民税・県民税申告又は所得税の確定申告は不要です。

- ① 令和5年中の収入が公的年金のみである。
- ② 公的年金の収入が400万円以下である。
- ③ 令和5年中に支払った国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の全額が公的年金から引かれている。
- ④ 源泉徴収票に記載された控除内容のほかに追加する控除(配偶者、扶養、ひとり親、寡婦、障害者、医療費、生命保険料等)がない。

## ステップ2 申告に必要な書類を確認

① 本人確認できるもの(郵送の場合は添付不要です。)

- 申告者のマイナンバーが分かるもの ※(1)又は(2)のいずれか
  - (1)マイナンバーカード
  - (2)番号確認書類(通知カード等)+身元確認書類(運転免許証等)
    - ※ 通知カードは記載事項に変更がないものに限ります。
    - ※ 個人番号通知書を番号確認書類とすることはできません。
- 扶養する親族、専従者とする親族のマイナンバーが分かるもの

② 収入が分かるもの

- 源泉徴収票の写し(給与所得者や年金受給者)
  - 支払者から交付されます。お手元がない場合は、支払者に問い合わせください。
  - ※ 源泉徴収票の用意が困難な場合は、給与明細や通帳の写し
- 収入と必要経費が記載された帳簿類(営業所得、農業所得、不動産所得が該当)
  - ※ 営業所得・飲食店業、サービス業、外交員、検計員、大工など

③ 控除として認められるもの

- 社会保険料の領収書又は控除証明書(国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、任意継続保険料等)
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける方
  - 医療費控除の明細書、医療費通知(領収書は、自宅で5年間保管してください。)
- 障害者控除を受ける方
  - 障害者手帳の写し、障害者控除対象者認定書
- 寄附金税額控除を受ける方
  - 寄附金の受領証・証明書

## ステップ3 申告書に記入(令和5年中に収入がなかった方)

※ 令和5年中に収入があった方、控除を追加する方は、裏面の申告書記入方法をご確認ください。

令和5年中に収入がなかった方(遺族年金、障害年金、雇用保険等の非課税所得を含む。)は、以下の順番で申告書を作成してください。

① 緑枠の中の氏名、電話番号等の必要事項を記入する。

1月1日現在の住所	坂戸市千代田1-1-1		
現住所	坂戸市千代田1-1-1		
フリガナ	サカド タロウ	電話番号	049-283-XXXX
氏名	坂戸 太郎	個人番号	111111XXXXXX
生年月日	昭和30・1・1	世帯主の氏名	坂戸 太郎
		続柄	本人

② 『収入が「なかった」方』の記入欄に記入する。ただし、あなたがひとり親控除又は寡婦控除、障害者控除の適用に該当する場合は、**3 本人該当**に、扶養親族がいる場合は、**4 扶養親族**に記入してください。

**収入が「なかった」方**

※ 令和5年中の生計状態等を入れてください。~

1 住送りを受けていた又は扶養を受けていた(住送りをしていた又は扶養していた人の氏名、住所、続柄を記入)

氏名	住所	続柄
坂戸 三郎	坂戸市千代田1-1-1	子

2 次のいずれかに該当する。

遺族年金  障害年金  預貯金  生活保護

学生  雇用保険  その他

3 **3 本人該当**、**4 扶養親族**に該当する場合は、記入してください。以上で、申告は終わります。

1又は2のいずれかに記入してください。

③ 同封の返信用封筒で、申告書の提出をお願いします。

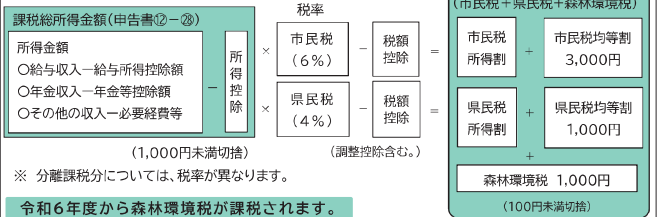
### 市民税・県民税に関する問合せ

坂戸市役所 総務課 課税課 市民税係 電話049-283-1331 内線276~279  
(月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで 祝日を除く。)

### 所得税の確定申告に関する問合せ

川越税務署 電話049-235-9411(代表・音声案内)  
(月曜日から金曜日までの8時30分から17時まで 祝日を除く。)

## 市民税・県民税の計算の流れ



令和6年度から森林環境税が課税されます。

市民税・県民税の均等割は、平成26年度から令和5年度まで、東日本大震災の復興財源確保のための臨時特別措置により、年間で合計1,000円が上乗せされていましたが、令和6年度以降は、1,000円減額の4,000円になります。また、森林環境税は、森林整備等に必要財源の確保の観点から「国税」として創設され、国内に住所のある個人に対し、市民税・県民税と併せて年間1,000円が課税されます。

「収入金額」と「所得金額」の違い

所得金額とは、収入金額から経費を差し引いた金額で、各所得金額の合計額が市民税・県民税の計算に用いられます。所得の合計額は、ひとり親控除、寡婦控除、配偶者(特別)控除、扶養控除の要件だけでなく、市民税・県民税及び森林環境税の非課税判定にも影響します。

収入金額

給与及び年金の源泉徴収票に記載されている「支払金額」です。また、営業等、農業や不動産賃貸などの場合は、「売上金額」になります。

所得金額

収入金額から経費を差し引いた金額です。ただし、給与と年金は、その支払金額に応じて控除額が定められており、これを差し引いた額が、所得金額となります。給与所得は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に記載されている金額ですが、年金所得は、源泉徴収票に記載されていないので、計算式に基づいて算出する必要があります。

所得控除

所得控除とは、申告書の「2 控除に関する事項」の金額から計算した額を、所得の合計金額から差し引くことです。市民税・県民税は、(所得金額-所得控除)×税率で求めますので、所得控除が大きいくほど、課される税額は低くなります。

市民税・県民税及び森林環境税が非課税となる方

非課税の範囲

① 令和5年中の所得が「一定所得金額」以下の方

(均等割及び森林環境税非課税)

280,000円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数\*)人+100,000円+168,000円\*2

(所得割非課税)

350,000円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数\*)人+100,000円+320,000円\*2

② 令和6年1月1日において、生活保護法による生活扶助を受けている方

③ ひとり親、寡婦、障害者、未成年者で、合計所得金額\*3が135万円以下の方

\*1 扶養親族数には、16歳未満の扶養親族を含みます。

\*2 同一生計配偶者や扶養親族がいる場合のみ加算します。

\*3 分離課税の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額で判定します。

ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方も寄附金について申告が必要です。

寄附先の自治体にふるさと納税ワンストップ特例を申請した方が、確定申告書や市民税・県民税申告書を提出(医療費控除、扶養控除の追加等)した場合、改めて、寄附金について申告しないと、寄附金に係る控除は適用されません。そのため、令和5年中に寄附した全てのふるさと納税の合計額を記入し、受領証等を添付してください。

上場株式等の配当所得等・譲渡所得の申告をする方

上場株式等の配当所得等(大口株主が支払を受けるものを除く。)及び上場株式等譲渡所得(特定口座で源泉徴収ありのもの)は、令和4年度税制改正により、令和6年度(令和5年分)以降の市民税・県民税と所得税の課税方式を一致させることとなりました。

このため、所得税で申告すると、市民税・県民税の合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなりますので、扶養控除等の適用、非課税判定、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出る場合があります。

※ 確定申告書を提出した後、修正申告や更正の請求により、課税方式の選択を変更することはできません。

※ 令和3年度(令和2年分)以降に市民税・県民税で申告不要を選択し、所得税と繰越損失額が異なる場合は、申告書裏面の「9 上場株式等に係る譲渡損失に関する事項」に記入してください。

「2 控除に関する事項」について

13 社会保険料控除
令和5年中に支払った国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金、任意継続保険料等になります(控除額=支払額)。

14 小規模企業共済等掛金控除
令和5年中に支払った小規模企業共済法に規定された共済契約に基づき掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金(D+E)の掛金等、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金になります(控除額=支払額)。

15 生命保険料控除
令和5年中に申告者、配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払があった場合に控除できます。

Table showing insurance contribution calculation for 2024. It includes columns for 'New Contract' (新契約) and 'Old Contract' (旧契約) with sub-columns for 'Paid Insurance' (支払った保険料) and 'Deduction' (控除額). It lists various insurance types like general life insurance, individual annuity, and nursing/medical insurance.

新旧の各区分の控除額を求めた後、集計を行います。
F(一般の生命保険料)⇒A+B: 円(最高28,000円) ※Bのみで適用を受ける場合は、最高35,000円
G(個人年金保険料)⇒C+D: 円(最高28,000円) ※Dのみで適用を受ける場合は、最高35,000円
生命保険料控除額⇒E+F+G: 円(最高70,000円) ⇒ 申告書「生命保険料控除」に記載

16 地震保険料控除
令和5年中に支払った家屋や家財等に係る地震保険契約等の保険料になります。

Table for earthquake insurance deduction calculation. It shows 'Paid Insurance' (支払った保険料) and 'Deduction' (控除額) for general and long-term earthquake insurance. It includes a calculation example: ⇒A+B: 円(最高25,000円) ⇒ 申告書「地震保険料控除」に記載

24 基礎控除
申告者の合計所得金額によって控除額が異なります。合計所得金額2,400万円以下(控除額:430,000円)、2,450万円以下(控除額:290,000円)、2,500万円以下(控除額:150,000円)、2,500万円超(適用なし)

26 雑損控除(申告書裏面)
災害や盗難、横領によって住宅や家財等に損害を受けた場合や、災害関連支出をした場合に該当します。

27 医療費控除・セルフメディケーション税制 ※いずれか一方を選択
申告者や生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和5年中に支払った医療費や通院費が対象になります。

● 寄附金税額控除(申告書裏面「11 寄附金に関する事項」)
申告者が令和5年中に寄附した金額を各区分欄に記載してください。また、寄附をした全ての受領証・証明書等を添付してください。

「3 本人該当」について

71 ひとり親控除(控除額:300,000円)
令和5年12月31日現在で、婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子を有し、申告者の合計所得金額が500万円以下である場合に該当します。

18 寡婦控除(控除額:260,000円)
令和5年12月31日現在で、①又は②に該当し、合計所得金額が500万円以下である女性が該当します。

19 勤労学生控除(控除額:260,000円)
令和5年12月31日現在で、申告者が学校教育法第1条等に規定する学校の学生であり、合計所得金額が75万円以下で、勤労によらない給与と所得等以外の所得が10万円以下の場合に該当します。

20 障害者控除(控除額 特別障害:300,000円(同居時:530,000円)、普通障害:260,000円)
令和5年12月31日現在で、申告者や同一生計配偶者、扶養親族が下記の障害者の場合に該当します。

- ① 特別障害(身体1・2級、療育C・A、精神1級)
② 普通障害(身体3・4・5・6級、療育B・C、精神2・3級)

ステップ3 申告書に記入(令和5年中に収入があった方)

令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税 申告書
Form for tax declaration with fields for name, address, phone number, and marital status. Example name: 坂戸 一郎 (Sakado Ichiro).

令和5年1月1日～令和5年12月31日の間に収入がありましたか?

1 収入・所得金額に関する事項

Income and deduction flowchart. It starts with 'Income that did not occur' (収入がなかった方) and 'Income that occurred' (収入があった方). It details how to report various income types like wages, pensions, and dividends on the tax form.

2 控除に関する事項

Deduction reporting section. It includes checkboxes for 'Self-employment' (本人該当), 'Widow' (寡婦), 'Single parent' (ひとり親), and 'Disability' (障害者). It also includes a section for 'Supporting relatives' (扶養親族) with a table for reporting their details.

4 扶養親族について

Table for reporting supporting relatives. It lists names, birth dates, and the reporting person's relationship to them. Example: 坂戸 花子 (Sakado Hanako), born 10/4/53, reporting person's daughter.

2 配偶者控除 2 配偶者特別控除

Table for spousal and dependent spouse deductions. It shows income ranges and corresponding deduction amounts for both general and dependent spouse categories.

● 老人控除対象配偶者...昭和29年1月1日以前の生まれの方が対象です。
● 同一生計配偶者...配偶者の合計所得金額が48万円以下の方にのみ適用されます。

2 扶養控除

令和5年12月31日現在、申告者と生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下の場合に該当します。

Table for dependent relative deductions. It lists categories like 'General Support' (一般扶養), 'Special Support' (特別扶養), and 'Disability Support' (障害者扶養) with their respective income limits and deduction amounts.

「1 収入・所得金額に関する事項」について

営業等 ア①...卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などの営業、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交官、大工、漁業等の事業から生じる収入です。

不動産 ウ③...土地や建物、不動産の上存する権利、船舶、航空機などの貸付から生じる収入です。

配当 オ⑤...株主や出資者が法人から受取る剰余金の配当等が対象になります。

給与 カ⑥...俸給、給料、賃金、賞与のほか、これらの性質を有するものになります。下記の計算方法によって、給与所得金額を算出します。

給与収入額(円) ⇒ 給与所得金額(円)
例)2か所から給与収入があった場合(A社:875,000円、B社:300,000円)
給与の収入金額は、875,000円+300,000円=1,175,000円になります。

Calculation of taxable income. It shows the flow from 'Total Income' (給与収入の合計額) to 'Total Income' (給与所得金額) by subtracting 'Total Deductions' (給与控除の合計額). It includes a detailed table for calculating the taxable amount based on the number of employers.

給与所得者には要チェック！ 申告者が「所得金額調整控除」の要件に該当するかご確認ください。

1 給与収入が850万円を超える者で次のいずれかに該当する場合は、申告者本人が特別障害者に該当する。

- 年齢23歳未満の扶養親族(※1)がいる。
同一生計配偶者又は扶養親族(※1)が特別障害者に該当する。
※1 ここで扶養親族は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみに適用するとの制限はありません。そのため、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。
※2 収入金額の上限は、1,000万円です。

2 給与所得と年金所得を有し、その合計が10万円を超える場合は、給与所得(上記1適用後)-{(給与所得控除後の給与所得(※3)+公的年金等に係る雑所得(※3))-10万円}

公的年金等 キ⑦...国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金等です。

Table for public pension deductions. It shows income ranges and corresponding deduction percentages and amounts for public pension and other miscellaneous income.

公的年金等収入額(円) ⇒ 公的年金等雑所得(円)
例)67歳で年金収入があった場合(厚生年金:2,500,000円)
上記の表より、公的年金等の雑所得は、2,500,000円-1,100,000円=1,400,000円になります。

● 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の徴収方法
給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する市民税・県民税の徴収方法を選択することができます。

- 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の徴収方法
給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する市民税・県民税の徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合は、「給与から差し引く」にチェックをし、給与から差し引かないで自分で納付することを希望する場合は、「自分で納付」にチェックをしてください。